

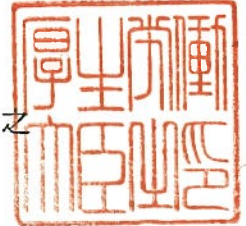
労働基準法施行規則の一部を改正する省令案 要綱

大

厚生労働省発基 1130 第 5 号
令和 3 年 11 月 30 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求める。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特定医師

労働基準法（以下「法」という。）第四百四十一条第一項の厚生労働省令で定める者は、病院若しくは診療所において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）又は介護老人保健施設若しくは介護医療院において勤務する医師（以下「特定医師」という。）をいうものとする。

第二 特定医師に関する法第三十六条第一項の協定

法第四百四十一条第一項の場合において、法第三十六条第一項の協定に、厚生労働省令で定める事項として、第十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数

二 病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは当該診療所を管理させることとした者又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が当該介護老人保健施設若しくは当該介護医療院を管理させるこ

ととした者（以下「管理者」という。）に、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれる特定医師に対して厚生労働大臣が定める要件に該当する面接指導を行わせること。

三 管理者に、二の規定による面接指導（面接指導の対象となる特定医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行った面接指導であつて、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたものを含む。）の結果に基づき、当該面接指導を受けた特定医師の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後（当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行った場合にあつては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後）、遅滞なく、当該面接指導を行った医師の意見を聴かせること。

四 管理者に、二の規定による面接指導を行った医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けた特定医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること。

五 管理者に、医療法第百八条第六項の規定により、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び

休日において労働させる時間が特に長時間である特定医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること。

第三 特定医師に関する限度時間

法第四百四十一条第一項（医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第三十六条第三項の厚生労働省令で定める時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（法第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とすること。

第四 時間外・休日労働の上限時間

一 法第四百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間とすること。ただし、法第三十六条第一項の協定に第二の二から四までに規定する事項を定めた場合にあっては、一年について九百六十時間とすること。

二 法第百四十一条第三項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間とすること。

ただし、第二の二の面接指導が行われ、かつ、第二の四の措置が講じられた特定医師については一年について九百六十時間とすること。

第五 施行期日等

- 一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の改正を行うこと。